

## 目 次

- I 国民健康保険被保険者証の用紙の色について
- II 医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について（通知）
- III 組合員証等の更新について（通知）

---

### I 国民健康保険被保険者証の用紙の色について

鳥取県国民健康保険団体連合会  
理 事 長 竹 内 功

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年度に更新される国民健康保険被保険者証の用紙の色について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

#### 記

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 一般被保険者証     | 藤色（平成19年4月1日～） |
| 前期高齢受給者証      | 藤色（平成19年8月1日～） |
| 2 国民被保険者資格証明書 | 藤色（平成19年4月1日～） |
| 3 退職被保険者証     | 空色（現行どおり）      |

事業振興課 事業振興係 担当者 田淵 0857-20-3682
---------------------------------------

## II 医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について（通知）

〔第 200600035042 号 18.7.3〕  
鳥取県福祉保健部障害福祉課長

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療費については、自立支援医療に要した費用の9割に相当する額（同一の月における当該費用の1割が自己負担限度額を超える場合には、当該費用から自己負担限度額を控除して得た額）から、医療保険等から給付される額を差し引いた額（別添1参照）を指定自立支援医療機関に支払う制度となっているところである。

しかしながら、今般、自立支援医療制度と医療保険の高額療養費の併給関係について、指定自立支援医療機関における取扱いが不明瞭となっている事例が見受けられたため、下記事項に留意の上、関係機関へ周知するとともに、自立支援医療費の適正な給付方に配慮を願いたい。

### 記

#### 1. 指定自立支援医療機関における自己負担の徴収について

自立支援医療の受給者から、自己負担として、受給者が負担すべき額（月当たり、月額総医療費の1割相当額（負担上限月額が設定されない者については医療保険上の自己負担限度額まで、また、負担上限月額が設定される者については負担上限月額と医療保険上の自己負担上限額を比していずれか低い方の額まで。）。以下、同じ。）を医療機関窓口において徴収することとしているところである。

このため、通院患者については、受給者が負担すべき額に達するまで、受診毎に当該受診に係る医療費の1割相当額を限度として徴収することとなる。

その結果、特定疾病療養受療の認定者（医療保険上の高額療養費の自己負担限度額は、1診療報酬明細書あたり1万円）に対しての自己負担については、①当該月の自立支援医療に係る医療費の1割相当額の合計額、②負担上限月額、③高額療養費の自己負担限度額（1万円）のいずれか一番低い額が徴収額となる。具体的な例については別添2を参照すること。

#### 2. 都道府県等における連名簿等の審査について

診療報酬の審査を委託している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会においては、自己負担が適正に徴収されているかどうかの審査は行われなため、都道府県等における自立支援医療に係る診療報酬の額の決定に際しての連名簿等の確認により、1による取扱いを行っていない場合は、指定自立支援医療機関あてに返戻又は過誤調整を行うよう連絡する、又は、審査支払機関に過誤調整を依頼するなど、関係機関と連携しつつ、自立支援医療費の適正な給付を図ること。

### Ⅲ 組合員証等の更新について（通知）

鳥取県市町村職員共済組合  
理事長 榎本 武利

本組合では平成 18 年 9 月 30 日を有効期限としている組合員証、遠隔地被扶養者証等を 10 月 1 日にカード様式の証に更新いたしますので通知します。

また、更新に併せ法令の改正により組合員及び被扶養者に一人一枚の証を交付することとしています。

なお、証の記号番号に変更はありませんが、先の市町村合併の際に変更となった者の記号番号の間違ひが見受けられますので、今一度ご確認いただきますようご指導をお願いいたします。

【担当】 保険課：安養寺 電話 0 8 5 7 - 2 6 - 2 3 4 3